

遺跡の取扱いに関するフローチャート

ここは遺跡ですか？

工事計画地が遺跡かどうか、生涯学習課まちの歴史担当が確認します。
工事計画位置図をお持ちになって、文化係までお越し下さい。

遺跡です。

工事計画地が遺跡であった場合、
以下の手続きが必要になります。

遺跡ではありません。

手続きは必要ありません。

書類の提出が必要です。

遺跡内で土木工事等を行う場合には、**着工予定日の60日前までに**、福岡県教育委員会に届出をおこなう必要があります。書類には工事計画地の位置図と工事計画図面を添付して下さい。
また、埋蔵文化財調査依頼書および承諾書も併せて提出して下さい。

- 1 埋蔵文化財発掘の届出
- 2 工事の計画図面（建物配置図や基礎伏図、柱状改良配置図など）
- 3 埋蔵文化財調査依頼書および承諾書

福岡県教育委員会から通知

福岡県教育委員会から、遺跡の取扱いについて以下のいずれかの通知があります。

発掘調査

工法についての
協議や発掘調査の
手続きを行います。

工事立会

工事の際に、担当職員が現場に立ち
会います。調査の協力をお願いする
場合があります。

慎重工事

万一、工事の最中に埋蔵文化財を
発見した場合、生涯学習課文化係
まで連絡をお願いします。

発掘調査の完了

現場を引き渡します。